


所管部課	福祉部 障害福祉課	部長	吉沢 寿子		
件名	東大和市障害児福祉手当及び特別障害者手当等事務取扱細則の一部を改正する規則について				
		区分	<input type="radio"/>	1 審議事項	2 報告事項
関係事項	条例規則				
	部課機関				
1. 要 旨					
1) 主な改正点					
<p>特別児童扶養手当等の支給に関する法律施行規則等の一部を改正する省令に伴い、上記細則を改正するものである。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・山の日の制定を受けて、所得状況届の提出期間について、実質的な提出可能日数が変わらないよう改正する。 ・資格喪失届に個人番号記載欄を設ける。 					
(2) 施行日					
施行日は公布の日					
(3) 影響及び効果					
特になし。					
2. 経 過 (現時点に至るまでの経過)					
文書課審査済み。					
3. 留意事項 (問題点等)					
特になし。					
4. 主管部処理案 (検討結果等)					
庁議報告後、速やかに手続きを進めたい。					
5. 審議結果					

注：定例庁議の場合は、金曜日の正午までに提出。